

## 社会福祉法人萩原会 行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年1月1日～令和7年12月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間6日以上とする

〈対策〉

- 令和3年1月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和3年3月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を行う
- 令和3年4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する

目標2：子どもの出生時における男性の育児休業の取得を促進する。

〈対策〉

- 令和3年2月 従業員のニーズの把握、検討開始
- 令和3年5月～ 制度内容等についてパンフレットなどにより従業員に周知